

令和4年度第3回木更津市民活動支援センター運営協議会 議題資料

1 次期指定管理者の指定について

(1) 指定管理

① 名称及び所在地

名 称：三幸株式会社南総支店 支店長 川出 信治

所在地：木更津市築地1番地1 東日本製鉄所君津地区ビジネスセンター113号室

② 指定期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）

(2) 事業計画

別紙1「次期指定管理期間における事業計画」のとおり

2 （仮称）市民交流プラザ整備基本計画について

別紙2「（仮称）市民交流プラザ整備基本計画について」のとおり

3 その他

(1) 市民活動支援センターの移転について

別紙3「市民活動支援センター「きさらづみらいラボ」移転・一時休館のお知らせ」のとおり

(2) 条例個別指定制度について

制度概要は、別紙4「千葉市手引き抜粋・市川市手引き抜粋」のとおり

令和5年度に、市内のNP0法人にアンケート調査を実施し、運営協議会において報告・検討

次期指定管理期間における事業計画

1. これから2年間の取り組み

(1) 指定管理3期目について

「市民とともに歩むみらいラボ 活動を深め、交流を深める」とし、市民活動を活性化させるため、これまでのテーマである「つなぐ」「ひろげる」を継続し、さらに深めていき市民活動の基盤づくりに努める。

3期目の目標

市民活動を通して、市民同士が思いあう気持ち、助け合いの精神を高めていただくとともに、木更津市の人や文化、自然などの魅力を再発見し、市民が主体となって地域で生じた課題解決をしていくことの出来ることを目標。

(2) 指定管理3期目での4つの取り組み

「深化」・・・これまでの取り組み・サービスを深める

- ①市民の市民活動への理解・関心を深める
- ②木更津市全体の親睦を深める
- ③地域連携を深める
- ④サービスの質を深める

① 市民活動への理解・関心を深める

【背景】市民活動が一部の市民・地域の方のみ広がっている。

⇒市民の市民活動や地域活動への参加の促進、市民活動体験型の自主事業の実施により多くの市民の方の理解や関心を深める。

〈具体的な取り組み内容〉

- ・市民活動参加に向けた継続的な自主事業やサービスの実施
- ・HP、SNS、市内広報誌などを通じた市民活動の情報を木更津市全域に広く発信

② 木更津市全体の親睦を深める

【背景】地域の課題解決には市民同士のつながりが必要だが、様々な原因によりつながる機会が減ってしまった。

⇒市民同士が顔なじみとなれる交流の場を提供。市民同士のつながりを強くすることで様々な場面で助け合い、支えあえる関係づくりを構築する。

〈具体的な取り組み内容〉

- ・ 平時からつながることのできる関係づくりに向けた自主事業の実施
- ・ みらいラボで実施した事業やイベントをより多くの市民の方に参加していただける様、木更津市全域に広く発信する。

③ 地域連携を深める

【背景】地域ごとの課題の把握・解決がしにくい。

⇒団体と市民の交流の場の提供によりコミュニティづくりを促進し、地域連携を深める。また地域ごとの課題を話し合える場を定期的に提供しつながりが継続させる。

〈具体的な取り組み内容〉

- ・ 市民や活動団体が考える地域課題に関しての相談の場を提供し、本施設を通して他の活動団体や関係機関とつなげる。

④ 施設サービスを深める

【背景】活動団体との交流の機会が減ってしまい団体の課題解決に向けた支援が出来なかった。また市民に向けた情報が少なく活動を始めるきっかけや活動への参加につながらなかった。

⇒定期的な職員研修やミーティングを実施することでみらいラボのサービスの質を高めるとともに、みらいラボに行くことで市政情報や団体の活動情報など様々な情報を得ることが出来る施設づくりに努める。

〈具体的な取り組み内容〉

- ・ 団体と話し合える場を定期的に開催し団体が抱える課題や活動状況を把握する。
- ・ 職員全員が同じサービスを同等の質で提供できるよう定期的に研修を実施する。
- ・ 市政情報や団体情報などの情報を充実させ、みらいラボに来館された方が多くの情報を得ることができる施設づくりに努める。

2. 令和5年度事業計画

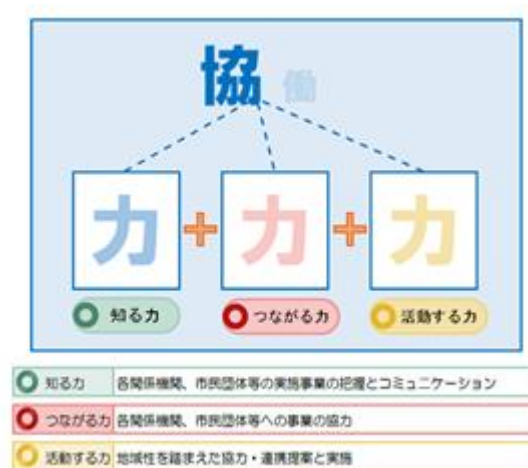
(1) 目標値

	令和4年度実績値	令和5年度
利用者数	12,727 人	15,000 人
利用件数	615 件	600 件
会議室稼働率	35%	25%
相談件数	100 件	250 件
登録団体件数	125 団体	140 団体

- ・令和5年度は、これまでに実施してきた各種サービス・自主事業・広報活動を継続し、サービスの質の維持を図ることで、指定管理を開始した当初の実績数値まで戻していく事を目標とします。

地域連携について

- ・本施設の円滑な運営には、市民活動団体に加え、行政機関、地元の企業、関係機関、学校教育機関、市民団体等との連携・協力が必須であると考えます。
- ・市民活動団体や地元企業等との連携・協力を努め、地域社会の発展に寄与するとともに、地域に親しまれ、協働することのできる指定管理者を目指して取り組んでおります。
- ・「地域との協働」を、①知る力②つながる力③活動する力の3つの力により生み出されるものと考えており、これまでご信頼いただけるよう計画的・段階的に地元の企業や関係団体等とのさらなる連携・協力に取り組んでいきます。



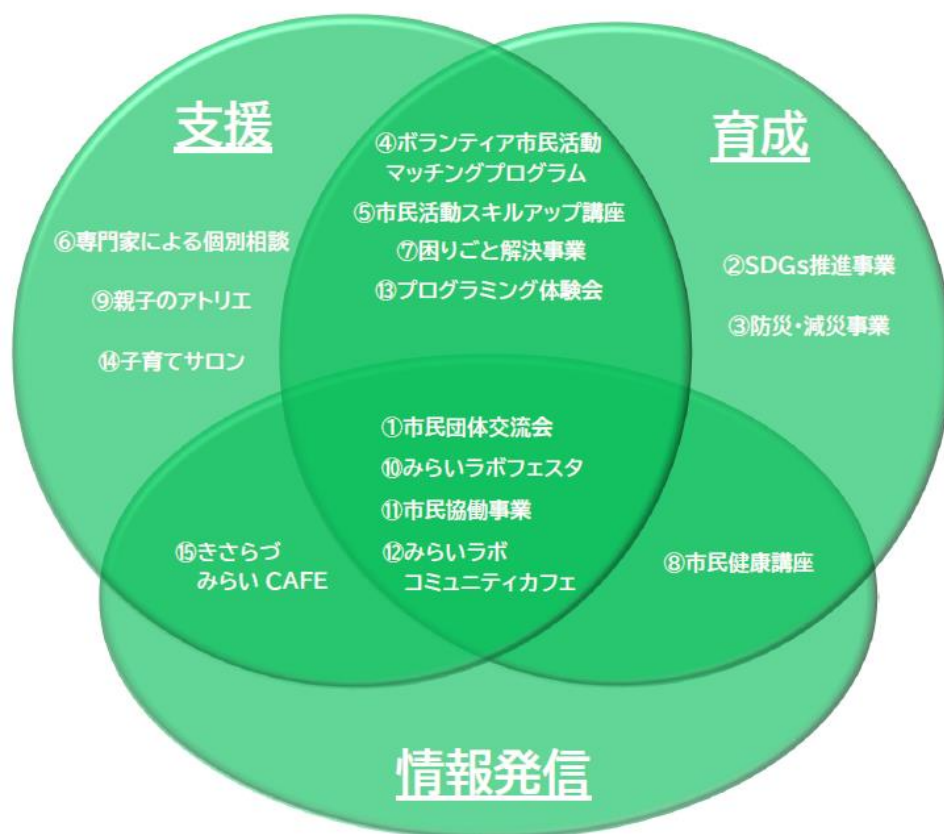
(2) 令和5年度自主事業計画

分類	NO	自主事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	頻度	年回数
団体支援事業	1	市民・団体交流会				○									年1回	1
	2	SDGs推進事業		○				○				○			年3回	3
	3	防災・減災事業									○				年1回	1
	4	ボランティア市民活動 マッチングプログラム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	随時	—
	5	市民活動スキルアップ講座		○			○			○			○		年4回	4
	6	専門家による個別相談	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	通年	12
市民参加型事業	7	困りごと解決事業	○		○	○		○		○		○		○	年7回	7
	8	市民健康講座			○				○					○	年3回	3
	9	親子のアトリエ					○								年1回	1
	10	みらいラボフェスタ								○					年1回	1
	11	市民協働事業		○	○		○		○		○		○		年6回	6
	12	みらいラボコミュニティカフェ	○		○		○				○		○		年5回	5
	13	プログラミング体験会									○				年1回	1
	14	子育てサロン		○	○		○		○		○		○		年6回	6
販売事業	15	きさらづみらい CAFE	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	通年	—
	16	物品販売	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	通年	—

(3) 自主事業の目的

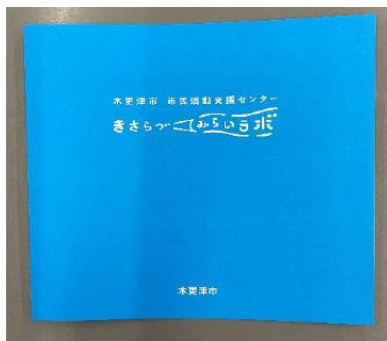
- ① きさらづみらいラボの設置目的に沿って計画、実施
- ② 市民活動やボランティア活動に関する情報収集と発信をする
- ③ 団体や市民、地域の情報交換や交流の場を提供
- ④ 協働のまちづくりを充実、発展させていくために、主体的に行動しようとする人材を育成
- ⑤ 高齢者、障がい者、学生、乳幼児連れの方が参加しやすい自主事業を実施

(4) 自主事業の位置づけ



(5) 新規移転に伴う取り組み

- ・施設案内看板の設置
- ・新規パンフレットのリニューアル
- ・ホームページのリニューアル



(仮称)市民交流プラザ 整備基本計画について

0. 市民の意向把握の為の調査

1. 施設コンセプトについて

2. 必要諸室・規模

3. サービスの検討について

4. 諸室のイメージについて

0. 市民の意向把握の為の調査

(1) 調査概要

0. 市民の意向把握の為の調査

(1) 調査概要

A. アンケート調査

実施目的

(仮称) 市民交流プラザの整備に向け、施設の賑わい創出やユーザビリティの向上のため、幅広い方々の意見を集約し、施設価値を高めるとともに、施設機能やサービス内容等を検討するため。

実施内容

- ・調査対象 : 満13歳以上の木更津市在住者、JR木更津駅利用者
- ・調査方法 : インターネット調査+JR木更津駅利用者
- ・調査期間 : 令和4年12月4日～24日 ※全行程の合算期間
- ・有効回答数 : 976件
(インターネット調査768件+木更津駅現地調査208件)

B. ワークショップ

実施目的

(仮称) 市民交流プラザの整備に向け、永くご利用頂く施設作りのため、木更津市や市民活動への「想い」、活動をする上での「要望」をお伺いし、施設機能やサービス内容に反映するため。

実施内容①

- ・調査対象 : 木更津市民/参加希望者 参加者15名
- ・調査方法 : 対面/なりきりワークショップ
自分とは違う年齢・役割になりきって考えてみよう。
- ・調査日時 : 令和4年12月18日(日) 10:00-12:00

実施内容②

- ・調査対象 : 木更津市民/市民活動者 参加者16名
- ・調査方法 : 対面/ワールドカフェ
テーブルテーマを設定し、掘り下げ+他者意見からの気づきをシェアしよう。
- ・調査日時 : 令和4年12月20日(火) 10:00-12:00

実施内容③

- ・調査対象 : 木更津市民/学生/参加希望者 参加者7名
- ・調査方法 : オンライン ワークショップ
- ・調査日時 : 令和4年12月26日(月) 18:30-20:00

C. ヒアリング調査

実施目的

(仮称) 市民交流プラザの整備に向け、永くご利用頂く施設作りのため、「市民の声」として木更津市への「想い」、施設への「要望」や「知見」をお伺いし、施設機能やサービス内容に反映するため。

実施内容①

- ・ 調査対象 : 市民活動支援センター運営協議会委員/運営者 参加者7名
- ・ 調査方法 : 対面でのヒアリング
- ・ 調査日時 : 令和4年12月20日(火) 15:00-17:00

実施内容②

- ・ 調査対象 : 市民活動支援センター運営協議会委員 参加者3名
- ・ 調査方法 : オンラインでのヒアリング
- ・ 調査日時 : 令和4年12月22日(木) 10:00-12:00

実施内容③

- ・ 調査対象 : 市民活動支援センター運営協議会委員 参加者3名
- ・ 調査方法 : オンラインでのヒアリング
- ・ 調査日時 : 令和4年12月27日(火) 15:30-16:40

▽駅前での対面アンケートの様子



▽ワークショップの様子



▽ヒアリングの様子



1. 施設コンセプトについて

- (1) 意向把握の為の調査から分かった事
- (2) 施設コンセプト

1. 施設コンセプトについて

(1) 意向把握の為の調査から分かった事

①学生を中心とした若い層の利用が多い立地環境

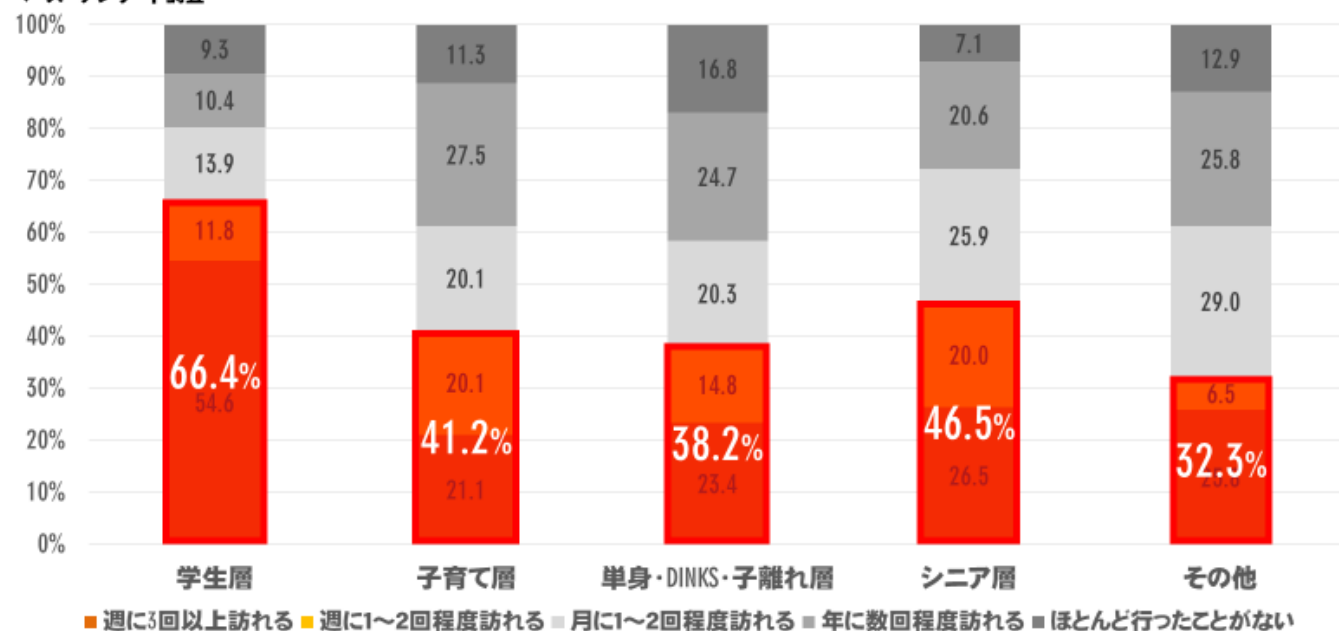
賑わいを作る上では周辺に既にいる方にとっての利用しやすさを検討する事が重要であると考えます。アンケート調査において、学生、シニア層、子育て層の順に利用頻度が高い事が分かりました。

駅周辺の利用について/属性別利用頻度

アンケート

Q10 問4. JR木更津駅周辺に移動や飲食、買い物、仕事、学校、イベント等でどの程度訪れていますか？

ベース=アンケート調査



②市民の求める(仮称)市民交流プラザは居場所+コミュニティの場

一方で今駅前にいる方だけでなく、これからいらっしゃる方も含めた全ての市民にとって行きたいと思って頂ける施設作りも大切だと考えます。調査の結果、全ての方に共通して交流プラザはゆっくりと過ごせる場所になって欲しい。また、イベントの場、友人や仲間と気軽に集まれる場になって欲しいと考えている事が分かりました。

(仮称)交流プラザについて/どんな場所にして欲しいか

アンケート

Q25 問14. 新しい「市民交流プラザ」は、どんな過ごし方ができる場所になるといいと思いますか？(複数回答可 3つまで)

ベース=アンケート調査

※その他はサンプル数僅少のため参考値

	学生層 (n=280)	子育て層 (n=204)	単身・DINKS・子離れ層 (n=291)	シニア層 (n=170)	その他 (n=31)
1位 ゆつくり時間を気にせず過ごせる場である	49.6%	41.2%	42.3%	45.3%	41.9%
2位 友人や仲間と気軽に集まれる場である	38.6%	24.5%	28.2%	38.2%	35.5%
3位 仕事や課題を持ち込んで作業ができる	25.0%	23.0%	17.5%	28.2%	19.4%
4位 同じ趣味志向の方々と交流できる	23.6%	22.5%	17.5%	27.6%	19.4%
5位 趣味を楽しむことができる	21.1%	20.1%	17.2%	24.7%	19.4%

1. 施設コンセプトについて

(1) 意向把握の為の調査から分かった事

③ワークショップで求められたのも居場所+自己表現の場

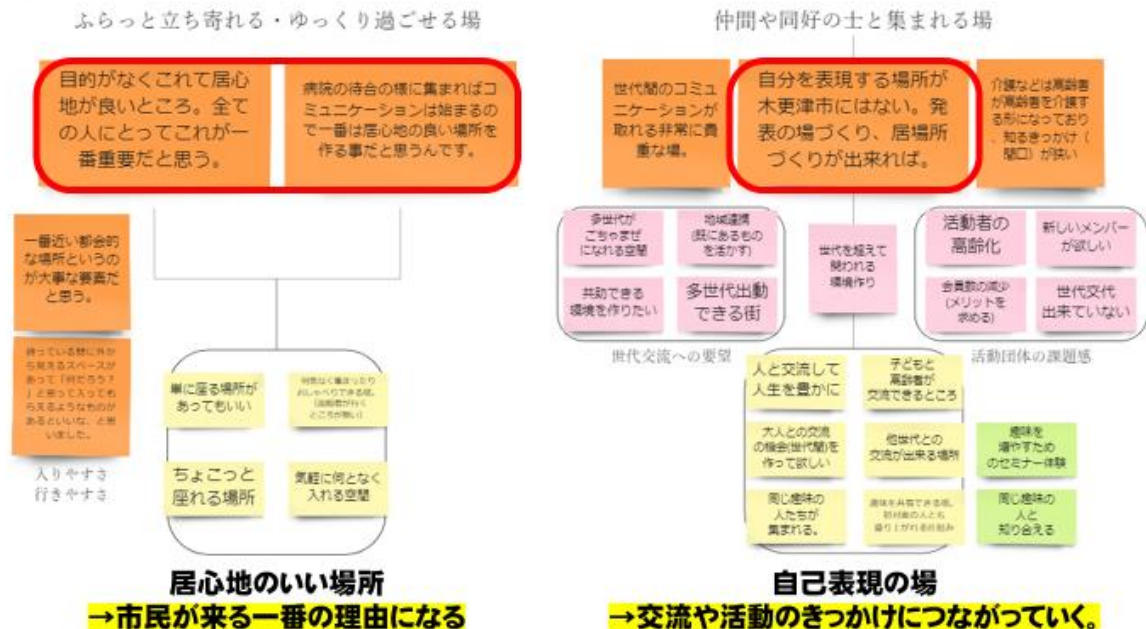
ワークショップやヒアリング調査では、全ての人からふらっと立ち寄れて、ゆっくり過ごせる場所と仲間や同好の士と集まれる場という考え方に多くの共感が集まりました。また、現在はそういった場所が不足しているという意見も挙がりました。

ワークショップ/ヒアリング調査の集約

ワークショップ/ヒアリング

A.(仮称)交流プラザがどんな場所になって欲しいか

n=51 ベース=ワークショップ/ヒアリング調査



④駅周辺は街の賑わいを感じる場+ゆっくり過ごせる場所に

施設だけではなく駅前にどんな雰囲気が欲しいか、という質問からは全世代に共通して、街が賑わい、躍動感を感じる場所やゆっくりと時間を過ごせる場所になって欲しいという声が集まりました。一方で学生以外の層からは地産地消、魅力的な食文化がある場所という意見も見られました。

駅周辺の利用について/駅に求める雰囲気

アンケート

Q20 問9. JR木更津駅周辺にどんな場所があるといいと思いますか?(複数回答可 3つまで)

ベース=アンケート調査

※その他はサンプル数僅少のため参考値

	学生層 (n=280)	子育て層 (n=204)	単身・DINKS・子離れ層 (n=291)	シニア層 (n=170)	その他 (n=31)
1位	街が賑わい、躍動感がある場所 48.9%	街が賑わい、躍動感がある場所 40.7%	街が賑わい、躍動感がある場所 40.9%	街が賑わい、躍動感がある場所 46.5%	ゆっくりと時間を過ごせる居心地のよい場所 48.4%
2位	ゆっくりと時間を過ごせる居心地のよい場所 42.5%	ゆっくりと時間を過ごせる居心地のよい場所 32.8%	ゆっくりと時間を過ごせる居心地のよい場所 36.4%	ゆっくりと時間を過ごせる居心地のよい場所 38.2%	防犯が行き届き、安全・安心な場所 32.2%
3位	自由に入出りできるオープンな場所 22.9%	こどもの遊び・学習が充実する場所 27.0%	地産地消、魅力的な食文化がある場所 21.3%	地産地消、魅力的な食文化がある場所 24.7%	街が賑わい、躍動感がある場所 25.8%
4位	防犯が行き届き、安全・安心な場所 18.2%	イベントがたくさん開かれている場所 21.6%	防犯が行き届き、安全・安心な場所 21.3%	いろいろな人と交流・コミュニケーションを取れる場所 22.9%	自由に入出りできるオープンな場所 22.6%
5位	イベントがたくさん開かれている場所 15.7%	地産地消、魅力的な食文化がある場所 21.1%	自由に入出りできるオープンな場所 16.5%	文化的充実を感じられる場所 17.4%	イベントがたくさん開かれている場所 16.1%
		防犯が行き届き、安全・安心な場所 21.1%			こどもの遊び・学習が充実する場所 16.1%

(2) 施設コンセプト

ユース世代を中心に世代を超えて学び、 交流を生む次世代コミュニティセンター

アンケートやワークショップ、ヒアリング調査から市民に求められている方向性が概ね合致している事が分かりました。
よって上記を改めて施設コンセプトとして基本計画に定めます。



2. 必要諸室・規模

- (1) 調査から分かった必要な機能
- (2) 諸室機能・規模等の要件
- (3) 諸室の関係・場の在り方について

2. 必要諸室・規模

(1) 調査から分かった必要な機能

① 共通して欲しい機能も属性別に欲しい機能もそろえる。

全属性で共通し、[カフェ](#)、[電源・WiFi](#)、[飲食スペース](#)、[本の閲覧スペース](#)、[多目的ホール](#)等、の要望が表れました。また、[静かな学習スペース](#)や[音楽スタジオ](#)、[地場産品販売](#)など一部の属性で表れた要望もあります。これらのバランスを調整しながら配備する事で全ての市民が行きたいと思って頂ける施設の実現を目指します。

(仮称)交流プラザについて/どんな機能・サービスが欲しいか

アンケート

Q24 問13. この新しい「市民交流プラザ」に、どんな機能・設備・サービスがあったらうれしいと思いますか？(複数回答可5つまで)

ベース=アンケート調査

※その他はサンプル数僅少のため参考値

	学生層 (n=280)	子育て層 (n=204)	単身・DINKS・子離れ層 (n=291)	シニア層 (n=170)	その他 (n=51)
1位	オープンな カフェスペース 45.7%	オープンな カフェスペース 45.1%	オープンな カフェスペース 45.7%	オープンな カフェスペース 45.9%	オープンな カフェスペース 48.4%
2位	電源・Wi-Fi環境 41.8%	電源・Wi-Fi環境 36.3%	電源・Wi-Fi環境 41.2%	電源・Wi-Fi環境 28.8%	電源・Wi-Fi環境 45.2%
3位	飲食スペース 41.1%	キッズスペース、 読み聞かせスペース 28.9%	飲食スペース 29.2%	飲食スペース 27.1%	飲食スペース 35.5%
4位	静かな学習スペース 33.9%	飲食スペース 27.5%	本の閲覧スペース 18.9%	本の閲覧スペース 26.5%	多目的ホール 16.1%
5位	本の閲覧スペース 23.9%	多目的ホール 20.6%	地場産品販売スペース 17.9%	多目的ホール 25.3%	インドアスポーツ 16.1%
6位	駐輪スペース 20.0%	本の閲覧スペース 20.1%	駐輪スペース 17.2%	地場産品販売スペース 24.7%	駐輪スペース 16.1%
7位	音楽スタジオ(防音) 18.9%	地場産品販売スペース 19.1%	多目的ホール 14.8%	イベントが開催できるス ペース 19.4%	音楽スタジオ(防音) 16.1%
8位	グループ学習ができる スペース 16.1%	静かな学習スペース 18.1%	特になし/わからない 14.8%	展示ギャラリー 18.2%	スマートフォンアプリで の貸し会議室の予約、 利用状況確認サービス 12.9%
9位	インドアスポーツ 15.7%	ビジネスワークスペース (リモートワーク対応) 14.2%	ビジネスワークスペース (リモートワーク対応) 14.1%	駐輪スペース 14.7%	本の閲覧スペース 12.9%
10位	特になし/わからない 10.7%	知育玩具の貸し出し 13.7%	静かな学習スペース 13.4%	文化施設・歴史資料の 展示スペース 12.4%	特になし/わからない 12.9%

② 木更津の魅力を発信する機能の設置

ワークショップやヒアリングでも世代や属性毎に欲しい機能や、したい事について様々な意見が挙がりました。一方で、[観光・資源・自然](#)というキーワードは異口同音ながら世代を超えた共通項として意見が挙がりました。内装/家具等に千葉県や木更津市産材(木や竹)の利用や木更津にゆかりのあるモノやアップサイクル(貝殻で作った雑貨等)などをインテリア雑貨としての利用も検討します。

ワークショップ/ヒアリング調査の集約

ワークショップ/ヒアリング

C. 属性別で(仮称)交流プラザに欲しいと感じる機能、したい事

n=51 ベース=ワークショップ/ヒアリング調査



2. 必要諸室・規模

(1)調査から分かった必要な機能

③待合所機能の設置

ワークショップ・ヒアリングでは学生から現在の駅前には待合所が無く不便であるという意見が挙げられました。併せて、電車やバスの時刻表が確認出来たり、きれいなトイレがあると安心するという声が寄せられました。また、その意見に賛同するように学生以外の市民からも駅前の送り迎えの環境を改善してあげたいという声が挙がりました。

ワークショップ/ヒアリング調査の集約

ワークショップ/ヒアリング

C.属性別で(仮称)交流プラザに欲しいと感じる機能、したい事

n=51 ベース=ワークショップ/ヒアリング調査

学生世代目線で欲しい機能



④求める場所のイメージ(コミュニティや自己表現の場)に繋がる機能。

市民の方が求める施設の姿を追求し続ける事も長く利用頂ける施設になる上で重要であると考えています。ワークショップ、ヒアリングではママ同士の交流等、コミュニティの場が必要という声が挙がりました。また、ヒアリングにて、若者を中心に自己表現の場につながる機能についても配備が必要という声が挙がりました。

(仮称)交流プラザについて/どんな場所にして欲しいか

※再掲載

アンケート

Q25 問14. 新しい「市民交流プラザ」は、どんな過ごし方ができる場所になるといいと思いますか？(複数回答可 3つまで)

ベース=アンケート調査

※その他はサンプル数僅少のため参考値

	学生層 (n=280)	子育て層 (n=204)	単身・DINKS・子連れ層 (n=291)	シニア層 (n=170)	その他 (n=31)
1位	ゆっくり時間を気にせず過ごせる場である 49.6%	ゆっくり時間を気にせず過ごせる場である 41.2%	ゆっくり時間を気にせず過ごせる場である 42.3%	ゆっくり時間を気にせず過ごせる場である 45.3%	ゆっくり時間を気にせず過ごせる場である 41.9%
2位	友人や仲間と気軽に集まれる場である 38.6%	市内の催し物・イベント情報に触れることができる 24.5%	市内の催し物・イベント情報に触れることができる 28.2%	市内の催し物・イベント情報に触れることができる 38.2%	友人や仲間と気軽に集まれる場である 35.5%
3位	仕事や課題を持ち込んで作業ができる 25.0%	友人や仲間と気軽に集まれる場である 23.0%	友人や仲間と気軽に集まれる場である 17.5%	同じ趣味志向の方々と交流できる 28.2%	市内の催し物・イベント情報に触れることができる 19.4%
4位	同じ趣味志向の方々と交流できる 23.6%	子どもの成長を感じることができる 22.5%	特になし/わからない 17.5%	友人や仲間と気軽に集まれる場である 27.6%	仕事や課題を持ち込んで作業ができる 19.4%
5位	趣味を楽しむことができる 21.1%	仕事や課題を持ち込んで作業ができる 20.1%	同じ趣味志向の方々と交流できる 17.2%	趣味を楽しむことができる 24.7%	特になし/わからない 19.4%

2. 必要諸室・規模

(1)調査から分かった必要な機能

⑤イベントの場

アンケートからは全世代に共通して、イベントや催しへの参加意向が強く、特に子育て世代、単身・DINKS・子離れ層、シニア層が来訪するきっかけになる可能性がある事が分かりました。

施設のどの場所でもイベントが行える様に検討し、施設に行きたいと思って頂ける機会に繋げたいと考えています。

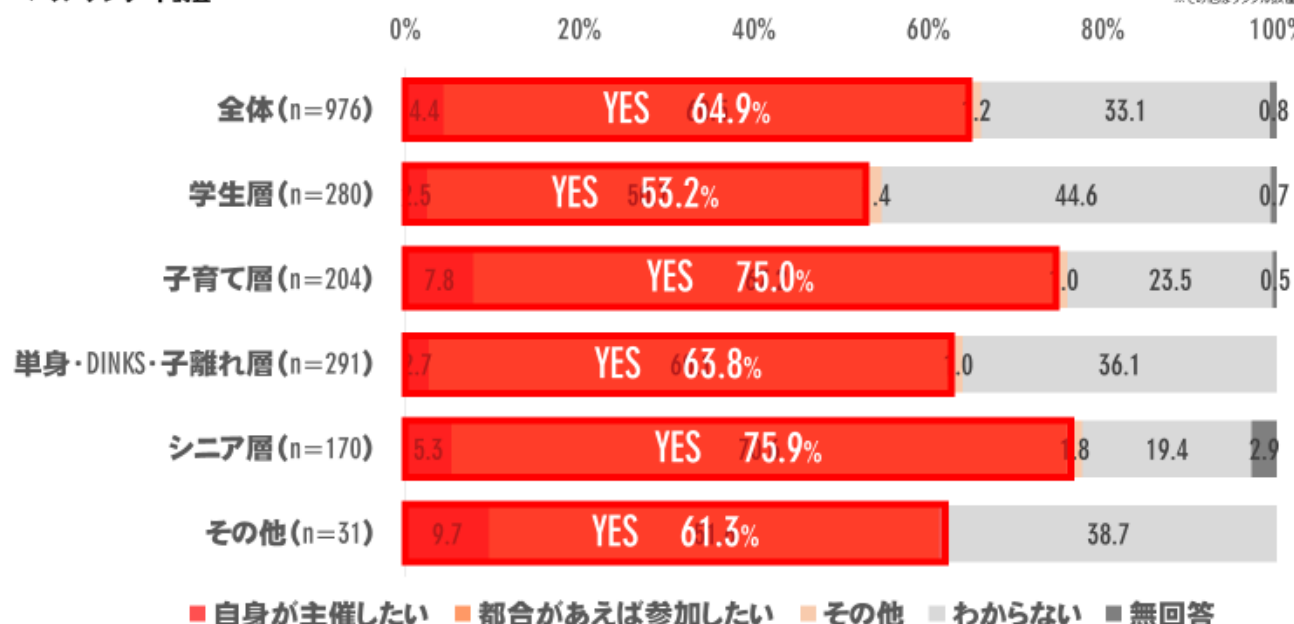
(仮称)交流プラザについて/イベントや催しへの参加意向

アンケート

Q26 問15.「市民交流プラザ」で、趣味や興味関心のあるイベントがあれば参加してみたいと思いますか？(○はひとつ)

ベース=アンケート調査

※その他はサンプル数僅少のため参考値



2. 必要諸室・規模

(2) 諸室機能・規模等の要件

限りある面積を活かし多機能化する。

前項の①から⑤の項目に加え仕様書に既定のある項目を(仮称)市民交流プラザの必要機能としての要件とします。

これらは要望のあった機能を少しでも形にする為に他の機能と併せる事で実現できればと考えます。(項番※マーク部分)

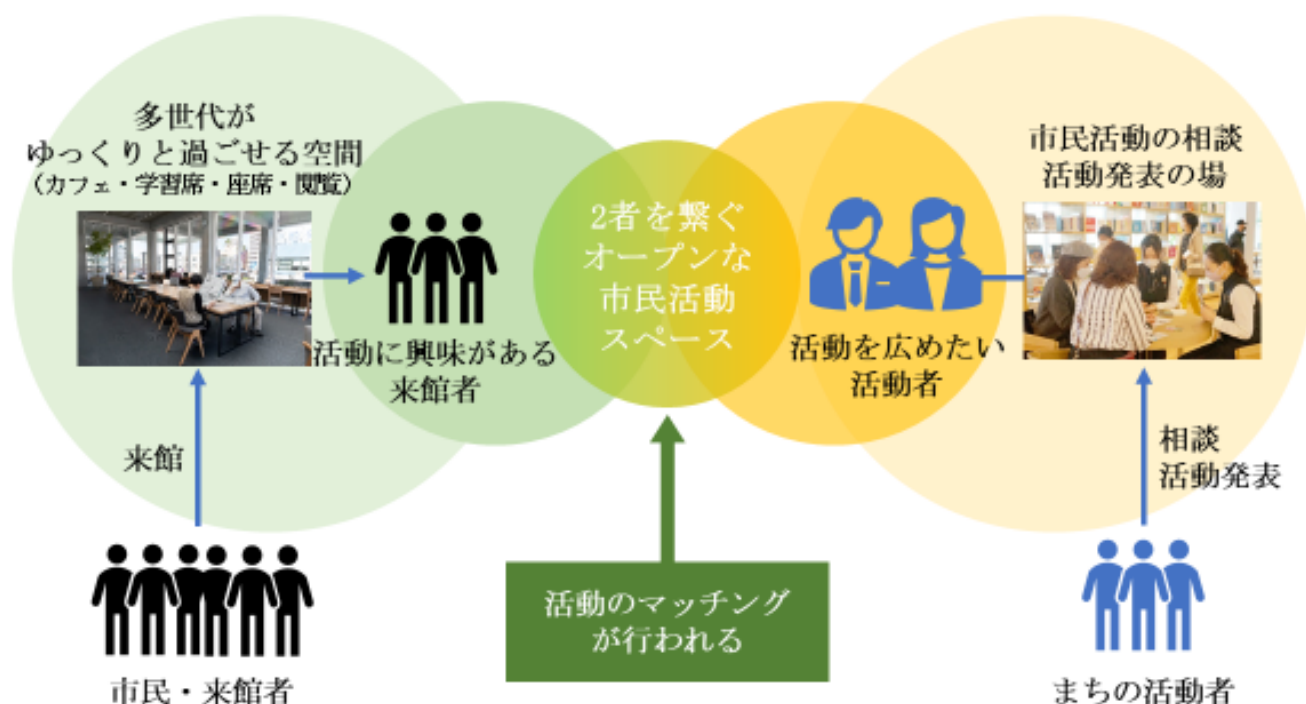
(規模は仕様書規定項目以外は基本計画段階の数値となります。)

機能 NO	名称 諸室・機能名称	設置理由			規模感	
		仕様書	アンケート・WS	コンセプト	計画根拠	目安サイズ(㎡)
【1】	市民活動支援センター機能				仕様書規定	589
1	カウンター・事務室機能	●	●	●	みらいラボ参照	18
2	貸会議室	●	●	●	みらいラボ参照し増数	186
3※	キッチンスペース		●	●	他館からの算定	0
4	活動スペース		●	●	館内全て可能で検討	385
【2】	多目的ホール				仕様書規定	280
1	ホール	●	●	●	現在と同規模	256
2	倉庫	●	●	●	現在と同規模	24
【3】	コワーキング機能				仕様書規定	176
1	集中ゾーン	●	●	●	49席以上。	90
2	オープンゾーン	●	●	●	アンケート意見元に増	86
【4】	その他提案要素				受託者提案	376
A	居場所につながる機能					40
1※	本の閲覧スペース		●	●	他館からの算定	0
2	カフェ(カウンター・キッチン)		●	●	他館からの算定	40
3※	市民活動ラウンジ・ホワイエ		●	●	他館からの算定	0
4※	飲食スペース		●	●	他館からの算定	0
5※	駅の待合所機能		●	●	他館からの算定	0
B	コミュニティにつながる機能					282
1※	音楽スタジオ		●	●	アンケートを参照し設置	0
2	キッズスペース・読み聞かせスペース		●	●	市内別施設と同等	112
3※	ママ同士の交流の場		●	●	他館からの算定	0
4	クリエイティブスペース		●	●	他事例からの算定	170
C	地元の魅力発信につながる機能					54
1	地場産商品販売スペース		●	●	他館からの算定	25
2	地域情報・活動団体の発信スペース		●	●	他館からの算定	29
3※	イベントスペース		●	●	他館からの算定	0
D	その他運営上必要な機能					621
1	倉庫・バックヤード・備品庫				残面積からの設定	52
2	トイレ(きれいな・ベビーカー・車いす対応)				来館想定数からの算出	205
3	通路等				導線計画による	364
	合計					2,041

(3) 諸室の関係・場の在り方について

活動者の「自己表現」と市民の「居場所・興味」を結びつける。

アンケートやワークショップの意見から、市民からはゆっくりと時間を気にせず過ごせる場所・仲間と集まれる場所の要望が確認できました。また、市民活動や催しに興味・関心がある事が確認できました。一方で市民活動団体からも自己表現の場所として見てもらえる場所が欲しいという声や市の魅力を発信する場所が欲しいという声、活動を広めたいが知っていただく場面が少ないという活動面での課題をお伺いしました。本施設は市民にとっての居場所につながる空間で、市民活動が自然に行われる事で、2者をつなぐ市民活動スペースを実現したいと考えています。



3.サービスの検討について

3. サービスの検討について

サービス内容整理

調査（アンケート/ワークショップ）をもとに、必要なサービスを整理。
詳細について、引き続き、協議・検討を行う。

サービス NO	名称 サービス名称	実施理由		
		仕様書	アンケート・WS	コンセプト
【1】	利用者の価値			
A	居場所につながるサービス			
1	電源・WiFi環境		●	●
2	駐輪スペース		●	●
3	インドアスポーツ対応		●	●
4	使いやすい駐車場の整備		●	●
5	リモートワーク対応		●	●
6	バリアフリー		●	●
7	ベビーカーへの配慮		●	●
B	コミュニティにつながるサービス			
1	席毎・エリア毎の利用ルール設計と運用		●	●
2	音環境への配慮			
4	定期イベント・自主企画イベントの開催		●	●
4	PC等・機材貸出し		●	
5	クリエイティブスペース		●	●
C	地元の魅力発信につながるサービス			
1	他拠点との連携		●	●
2	活動者連携イベントの実施		●	●
【2】	市民活動者の価値			
1	コーディネータ設置		●	●
2	なんでも窓口の実施検討		●	●
3	団体連携会・相談会の実施		●	●
4	オンライン打ち合わせ対応		●	●
D	その他運営上必要な機能			
1	開館時間の設定		●	
2	イベント備品等の貸出し		●	
3	利用料金		●	
4	予約について		●	
5	図書館連携・取り置き・貸出・返却		●	

3. サービスの検討について

サービス内容整理

「D その他運営上必要な機能」についての考え方

サービス NO	名称	実施理由		
		仕様書	アンケート・WS	コンセプト
D	その他運営上必要な機能			
1	開館時間の設定		●	
2	イベント備品等の貸出し		●	
3	利用料金		●	
4	予約について		●	
5	図書館連携・取り置き・貸出・返却		●	

□開館時間の設定について

（開館日）アンケートで多かった「週6日開館 年末年始年始休み」をベースに庁舎の開館日、周辺公共施設、ランニングコスト等をふまえて検討。

（開館/閉館時間）アンケートで多かった「午前9時～午後9時」をベースに周辺公共施設、ランニングコスト等をふまえて検討。

□備品貸出しについて

会議室やイベントで利用する投影機材やPA機材の貸出しを想定。
音楽や撮影、軽運動のニーズもあり、ニーズに対応した備品も検討。

□利用料金について

館内の部屋（会議室、多目的ホール）、設備や備品等の使用については、受益者負担の原則に立ち、用途に応じて、近隣公共施設等を参考に別途使用料を定めます。

□予約について

館内の部屋（会議室、多目的ホール）、設備や備品等の使用については、あらかじめ予約を必要とします。予約申込みの期日等については、利用者の公平性や施設管理の妥当性、近隣公共施設等を参考に考慮して定めます。また、施設内カウンターからの予約だけでなく、HPからの予約も想定。

□図書館連携について

担当部局（教育委員会）との調整し、方向性を決める。

4. 諸室のイメージについて

- (1) 空間デザイン、ゾーニングの計画
- (2) 動線計画
- (3) ユニバーサルデザイン

4. 諸室のイメージについて

(1) 空間デザイン、ゾーニングの計画の検討

2F



【キッズスペース】

創造性を育むこどもの遊び場、図書スペース。知育玩具貸出しも行う。また、市民活動とも連携し「読み聞かせ」などのイベントや、親同士の交流を促進する場を提供します。



【市民活動支援カウンター】

利用者に対して、貸館対応や、館内外のサポート、イベントの申込、市民活動の支援を行う。市内各団体と連携し、情報収集、発信も行う。



【情報発信】

市民活動の情報や団体の紹介だけでなく、木更津の観光情報/コンテンツを集めて、情報発信を行う。電子ポスターやHP/SNS、など紙媒体以外の活用も想定。



【サテライトスタジオ】

イベント情報や市民活動イベントの生中継、ライブなど市民や通行人への情報発信の場を検討します。



【閲覧図書】

「暮らし」「健康」「趣味」など普段の市民生活に関係性の高い図書や、「市民活動」「まちづくり」「旅行」や「料理」など機能に沿ったジャンル図書を設置。



【CAFÉ】

市民のサードプレイスとなる場所。子どもから大人まで、様々な世代の利用を意識したカフェの導入を検討。軽食も提供することで、長時間の館内利用の利便性にも寄与。



【イベント】

オープンスペースで市民活動イベントや自主企画イベントを行い、学びの活動が見えることで、活動が施設利用者全体に伝播する効果を狙います。イベント未開催時は、席として活用します。シームレスにイベントを行う象徴としてオープンキッチンや鉄板机などを配置検討。



【ラウンジ】

市民や来街者も館内のいたるところでリラックスできる座席配置。コーヒーを飲みながら、本を読んだり会話を楽しめる。様々なイベントもこちらのオープンスペースで開催。多くの人が集い、交流や出会いのきっかけとなる場を作ります。駅の待合スペースとしても利用。



4. 諸室のイメージについて

(1) 空間デザイン、ゾーニングの計画の検討

3F



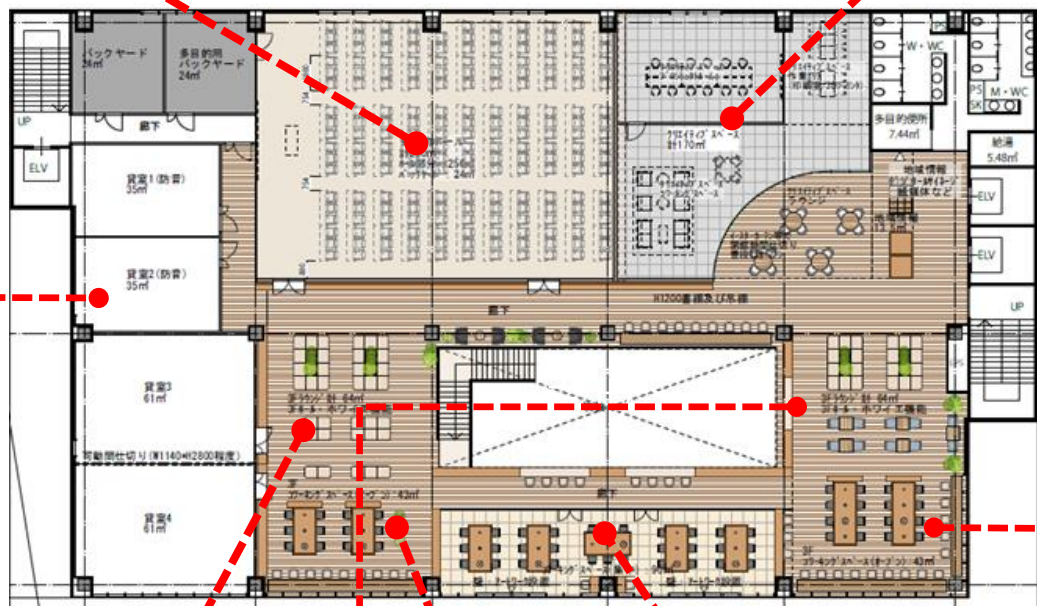
【多目的ホール】

発表会や講演会など多様な目的に対応。机と椅子を設置し、最大200人程度利用可能なホールを設置。災害時は、一時避難場所としての利用も検討。移転前と同規模想定。



【クリエイティブスペース】

STEAM領域を横断する様々なデジタル機器を使い、子どもたちや若者（小学生～大学生）の可能性を広げる場づくりを行う。子どもや若者の居場所としても利用してもらい、市民活動者や団体ともつながり、連携出来るような仕掛けも検討。



【閲覧図書、ラウンジ】

若者向けの哲学・教養や社会人向けのビジネス書など機能に沿ったジャンル図書を用意。3階ラウンジでも、本と飲食、会話を楽しんだり、イベントも開催。



【ワーキングスペース(集中)】

学習や研究、仕事により集中したい人向けにガラスで区分された無音のスペース。区画ごとに、学習、読書、PC利用等の用途や、会話、飲食のルールを設定。



【貸し部屋】

市民活動者や団体によるイベントや会議、ダンス・音楽・軽運動など多様な利用目的に対応する貸し部屋スペースを配置。可動式の間仕切りで利用目的により部屋の規模が可変する仕様や通路から学ぶ姿や活動風景が見えるよう仕掛けも検討。



【ワーキングスペース】

多様な学びとワークスタイルに対応。PCを利用した学びや仕事に対応出来る電源席の設置し、学生から社会人まで利用できる学習席兼ワークスペースを用意。また、オープンな空間でグループ学習や打合せ、ビジネスイベントなど開催し、人とコトからも学べる場としても利用。



4. 諸室のイメージについて

(1) 空間デザイン、ゾーニングの計画の検討

配置計画、空間デザインのポイント

※再掲載

※再掲載

(仮称)交流プラザについて/どんな場所にして欲しいか

アンケート

Q25 問14. 新しい「市民交流プラザ」は、どんな過ごし方ができる場所になると思いますか? (複数回答可 3つまで)
ベース=アンケート調査

	学生層 (n=280)	子育て層 (n=204)	単身・DINKY・子育て層 (n=201)	シニア層 (n=172)	その他 (n=31)
1位	ゆっくり時間を気にせず過ごせる場である	ゆっくり時間を気にせず過ごせる場である	ゆっくり時間を気にせず過ごせる場である	ゆっくり時間を気にせず過ごせる場である	ゆっくり時間を気にせず過ごせる場である
2位	友人や仲間と気軽に集まれる場である	市内の催し物・イベント情報に触れることができる	市内の催し物・イベント情報に触れることができる	市内の催し物・イベント情報に触れることができる	友人や仲間と気軽に集まれる場である
3位	仕事や課題を持ち込んで作業ができる	友人や仲間と気軽に集まれる場である	友人や仲間と気軽に集まれる場である	同じ趣味志向の方々と交流できる	市内の催し物・イベント情報に触れることができる
4位	同じ趣味志向の方々と交流できる	子どもの成長を感じる場である	特になし/わからない	友人や仲間と気軽に集まれる場である	仕事や課題を持ち込んで作業ができる
5位	趣味を楽しむことができる	仕事や課題を持ち込んで作業ができる	同じ趣味志向の方々と交流できる	趣味を楽しむことができる	特になし/わからない

(仮称)交流プラザについて/どんな機能・サービスが欲しいか

アンケート

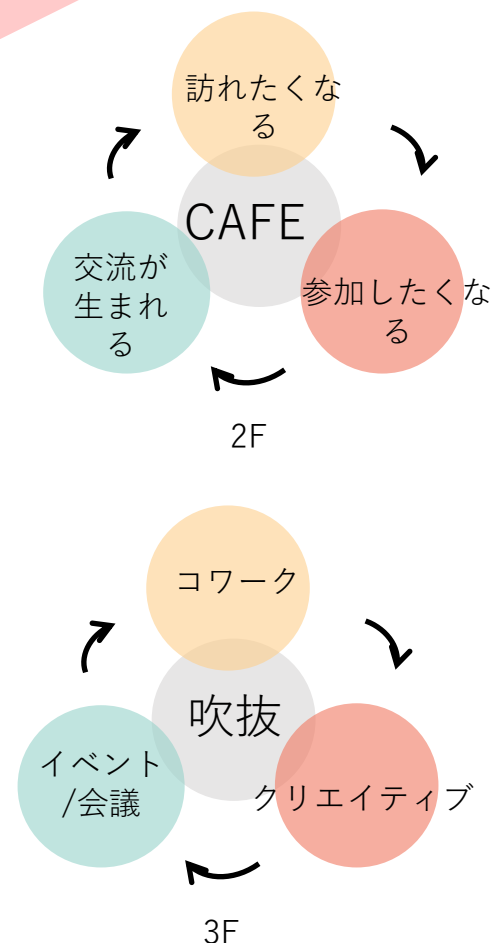
Q24 問13. この新しい「市民交流プラザ」に、どんな機能・設備・サービスがあったらうれしいと思いますか? (複数回答可 5つまで)
ベース=アンケート調査

	学生層 (n=280)	子育て層 (n=204)	単身・DINKY・子育て層 (n=201)	シニア層 (n=172)	その他 (n=31)
1位	オープンなカフェスペース	オープンなカフェスペース	オープンなカフェスペース	オープンなカフェスペース	オープンなカフェスペース
2位	電源・Wi-Fi環境	電源・Wi-Fi環境	電源・Wi-Fi環境	電源・Wi-Fi環境	電源・Wi-Fi環境
3位	飲食スペース	飲食スペース	飲食スペース	飲食スペース	飲食スペース
4位	静かな学習スペース	静かな学習スペース	静かな学習スペース	静かな学習スペース	静かな学習スペース
5位	本の閲覧スペース	本の閲覧スペース	本の閲覧スペース	本の閲覧スペース	本の閲覧スペース
6位	駐輪スペース	駐輪スペース	駐輪スペース	駐輪スペース	駐輪スペース
7位	音楽スタジオ(防音)	音楽スタジオ(防音)	音楽スタジオ(防音)	音楽スタジオ(防音)	音楽スタジオ(防音)
8位	グループ学習ができるスペース	グループ学習ができるスペース	グループ学習ができるスペース	グループ学習ができるスペース	グループ学習ができるスペース
9位	イベント/会議	イベント/会議	イベント/会議	イベント/会議	イベント/会議
10位	特になし/わからない	特になし/わからない	特になし/わからない	特になし/わからない	特になし/わからない

気軽に集まり、ゆっくり過ごせる場所

オープンなカフェスペースを中心に、
交流できる各機能を持った施設

- ・ 自然光が入る開放的な空間である
- ・ 適度な“緑”がある空間
- ・ 心地よい室温・湿度である
- ・ 良い音楽・良い香りを楽しめる
- ・ 席数に余裕があり、様々な席がある
- ・ 暖かさが感じられる照明



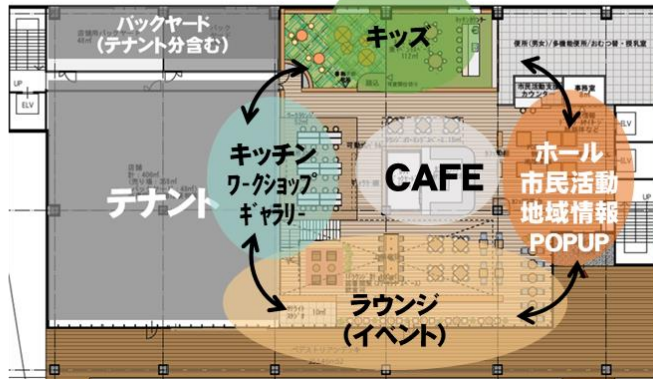
4. 諸室のイメージについて

(1) 空間デザイン、ゾーニングの計画の検討

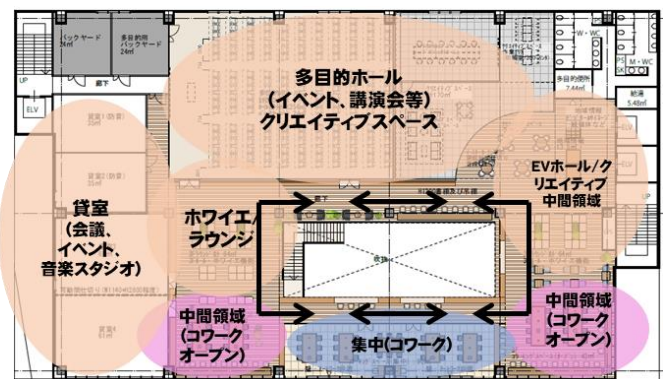
配置計画、空間デザインのポイント



2F



3F



- ・ 利用者の記憶に残る書架と融合した吹き抜けを配置
- ・ 吹き抜けと書架を介して、上下階につながりを持たせ、施設の一体感と、上下階の賑わいをつなげる。
- ・ 2Fはカフェを中心に、3Fは吹き抜けを中心にして、回遊性を持たせて各室やスペースにアクセス出来て、有機的なつながりをつくる配置計画を行う
- ・ 空間の多様性や各機能のある室を設け、館内に自分の居場所が見つかる仕掛けを作る
- ・ 植栽を配置し、居心地の良い空間を計画

4. 諸室のイメージについて

(2) 動線計画

動線計画のポイント



- ・来館者が最も多く見込まれる2階西南エントランスに近い正面位置に、「市民活動支援カウンター」を配置。
- ・2階は交流性高い機能を配置。
- ・3階へのメイン動線は中央に設置する階段を想定。サブ動線であるエレベーター。3階階段付近、エレベーター付近に交流性高い「ラウンジ」、「オープンなコワーキングスペース」を配置し、目的性高い「コワーキングスペース（集中）」、「会議室、多目的ホール」を奥へ配置。

(3) ユニバーサルデザイン

「誰でも」「いつでも」安心して利用できるサービス設計

- ・キッズスペースの隣接区画に、授乳室やおむつ替えコーナー、多機能トイレなど配置することで子育て世代に利用しやすい施設に。
- ・床の段差をなくし、主動線の通路幅1,800mm以上確保、出入り口の有効幅員を800mm以上にする ことで車椅子利用者やベビーカーを使用するファミリー層でも安心・安全に通行可能な計画。
- ・多機能トイレ内は有効半径1,800mm以上確保することで、車椅子利用者が使用しやすい計画
- ・わかりやすく、誰でも認知しやすいサイン計画とし利用者の利用しやすさに配慮した計画

○整備スケジュール

令和５年度 実施設計・施工・開館準備・運営事業者の公募
国庫補助金申請(令和６年度分)

令和６年度 実施設計
国庫補助金申請(令和７年度分)

令和７年度 設置管理条例制定
指定管理者の指定
施工・開館準備

令和８年度 開館

木更津市市民活動支援センター「きさらづみらいラボ」

移転・一時休館のお知らせ

新庁舎の整備に伴い、市民活動支援センター「きさらづみらいラボ」を移転することといたしました。

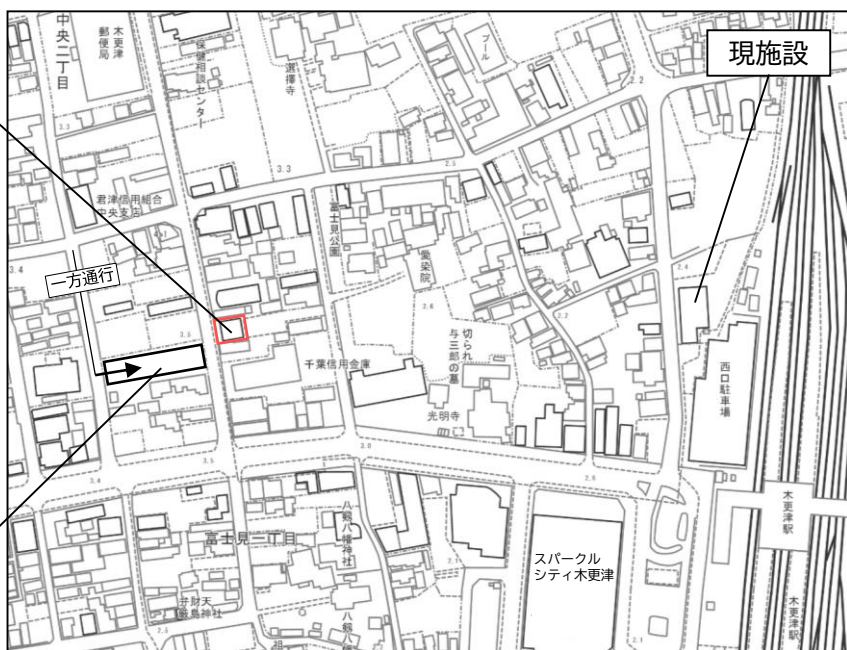
また、移転作業を行うため、一時休館させていただきます。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

移転

令和5年4月1日(土)～

木更津市中央一丁目4番9号 富田屋ビル1・2階



※ゲートバー式の駐車場(コインパーキング)ですが、施設をご利用の方は無料で駐車できます。
駐車場を利用された場合は、駐車券を施設職員にご提示ください。

一時休館

令和5年3月18日(土)～3月31日(金)

休館中は、9時から18時まで に限り、電話での問い合わせのみお受けいたします(3月30日及び31日は除く。)

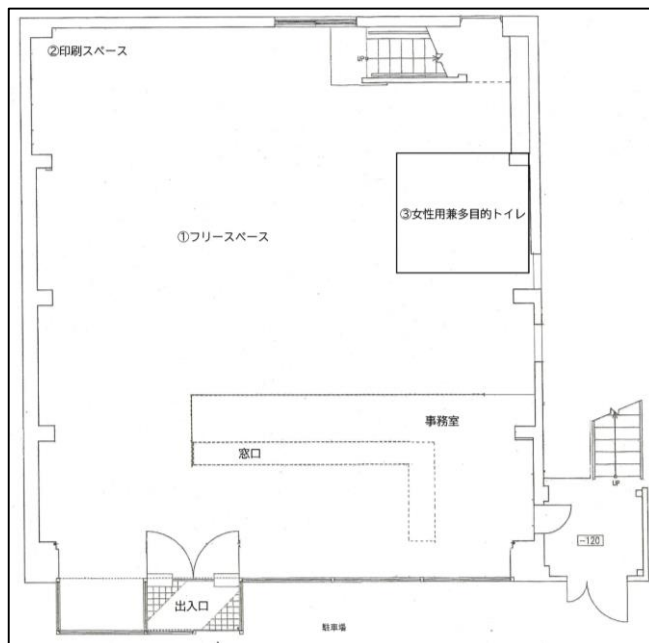
書類提出(利用申請、登録申請)等、窓口での手続きをご希望の場合は、個別対応となりますので、事前に電話でお問い合わせいただくようお願いいたします。

- ▶ 3月18日(土)～3月29日(水) 電話のみ問合せ可能(9時～18時)
▶ 3月30日(木)・3月31日(金) 完全休館(電話での問い合わせも不可)

移転先レイアウト

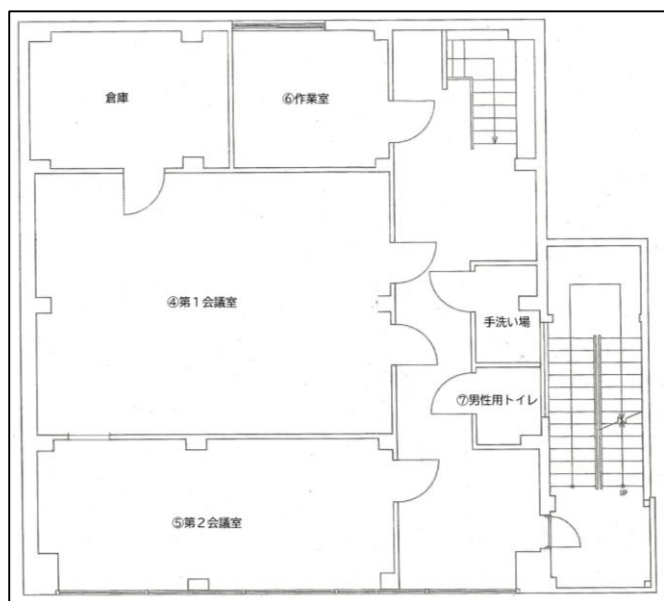
1 階

- ① フリースペース
- ② 印刷スペース
(コピー機、印刷機、
作業台、作業備品)
- ③ 女性用兼多目的トイレ



2 階

- ④ 第1会議室 約30㎡
(机8台・椅子16脚)
- ⑤ 第2会議室 約18㎡
(机4台・椅子8脚)
- ⑥ 作業室
(机1台、椅子3脚)
- ⑦ 男性用トイレ



利用料金

施設等の区分	単位	利用料金
第1会議室	1時間あたり	370円
第2会議室	1時間あたり	210円
メールボックス	1年あたり	1,000円

- ▶ 市外の方が会議室を使用する場合の利用料金は、利用料金に、その5割に相当する額を加算した額となります。
- ▶ 時間区分が「午前、午後、夜間」から「1時間」に変更になりました。1時間単位でご利用いただけます。

＜問合せ＞

○移転について 木更津市役所市民活動支援課

電話：0438-23-8610

○利用について 市民活動支援センター「きさらづみらいラボ」

電話：0438-53-7070

序章

1 4つの制度（認証・認定・特例認定・条例個別指定）の違い

平成10年3月、「特定非営利活動促進法（NPO法）」が制定され、特定非営利活動法人（NPO法人）の「**認証制度**」がスタートしました。

平成13年10月、資金不足に悩むNPO法人が税制上の優遇措置を受けられるよう、租税特別措置法が改正され、「**認定制度**」が創設されました。

さらに、平成23年6月、NPO法等が改正され、NPO法人制度の抜本的な見直しが行われ、新たに「**認定制度**」がNPO法に位置づけられるとともに、「**仮認定制度**」が導入されました。その後、平成29年4月、「仮認定」の名称が「**特例認定**」に改正されました。

あわせて、地方税法等の改正により、各自治体が条例で指定したNPO法人（指定NPO法人）に対する寄附者が税制上の優遇措置を受けられる「**条例個別指定（条例指定）制度**」が創設されました。

NPO法人に関する各制度の概要は、次のとおりです。

認証・認定・特例認定・条例指定制度の概要

	概要
認証	法人格の取得に必要な「認証」を行う制度です。認証後、法務局で登記をすると、法人として成立します。
認定	一定の基準を満たして認定を受けたNPO法人に対し、寄附金控除等、多様な税制上の優遇措置を付与することにより、その法人への寄附を促し、活動を支援する制度です。
特例認定	設立の日から5年を経過しないNPO法人のうち、運営組織・事業活動が適正な法人に対して、1回に限って3年間のみ、認定に準じた特例認定を行う制度です。
条例指定	個人住民税の寄附金控除対象となるNPO法人を、都道府県・市区町村が個別に条例で指定することにより、その法人への寄附を促し、活動を支援する制度です。

2 NPO法人への税制上の優遇措置

NPO法人が認定・特例認定・条例指定を受けると、そのNPO法人に寄附をした方に対する寄附金税額控除などの税制上の優遇措置を受けることができます。

具体的な優遇措置の内容はそれぞれ異なっており、認定NPO法人は、認定法人自身への優遇措置も受けられます。

認定・特例認定NPO法人に係る税制上の優遇措置の概要

	優遇措置対象となる税	内容
個人 が寄附した場合	所得税・個人住民税 (寄附金控除)	○所得税(所得控除又は40%の税額控除) ○個人住民税(県民税2%、市民税8%の税額控除) (例) 10,000 円寄附した場合、最大4,000 円 (10,000 円－適用下限額2,000 円) × 50% = 4,000 円 ※ 寄附者が市外在住の場合、個人住民税は対象外の場合あり
法人 が寄附した場合	法人税 (特別損金算入)	認定・特例認定NPO法人に対する寄附には、特別損金算入限度額が設けられているため、一般のNPO法人への寄附と比較して、経費にできる寄附金の限度額が高くなり、寄附した法人(株式会社等)の法人税が軽減される
相続人 が寄附した場合	相続税	認定NPO法人に寄附した相続財産が非課税となる (※認定のみ)
認定法人への 優遇措置	法人税	認定NPO法人が収益事業から得た利益を非収益事業に使用した場合、この分を寄附金とみなし、一定の範囲で損金算入できる(みなし寄附金) (※認定のみ)

指定NPO法人に係る税制上の優遇措置の概要(千葉市指定NPO法人の場合)

	優遇措置対象となる税	内容
個人 が寄附した場合	個人市民税 (寄附金控除)	税額控除(8%) (例) 10,000円寄附した場合、最大640円 (10,000円－適用下限額2,000円) × 8% = 640円 ※千葉市民が寄附した場合のみ

3 指定NPO法人になるメリット（認定NPO法人へのステップアップ）

指定NPO法人に対する税制上の優遇措置は大きなものではありませんが、指定NPO法人は、認定基準のうち最もハードルが高いとされる「PST（パブリック・サポート・テスト）基準」を満たすこととなるため、さらに大きな税制上の優遇措置のある、認定NPO法人になりやすくなります。

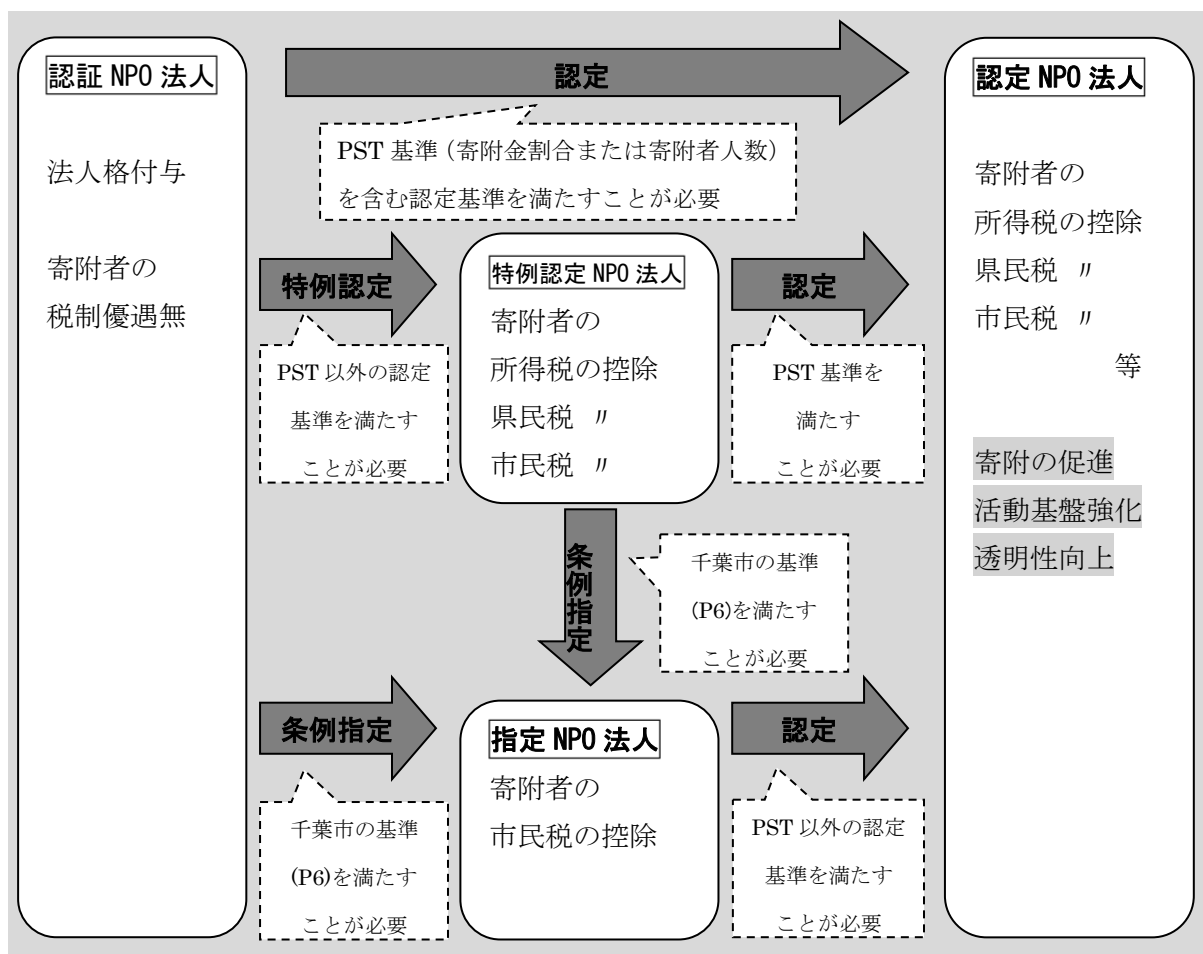
認定におけるPST基準

- ① 法人の総収入金額に占める寄附金の割合が5分の1以上（相対値）
- ② その法人に対して年間3,000円以上の寄附をした寄附者が年平均100人以上（絶対値）
- ③ 法人の事務所のある自治体で条例指定を受けている

千葉市の条例指定制度においては、指定のために必要な手続きを行う基準（指定基準）について、「地域基準及び公益基準（P6）」以外の基準を、認定基準に準じたものとしているため、指定を受けた法人は、円滑に認定NPO法人に移行できます。

また、指定NPO法人は、通常のNPO法人より高度な情報公開を行うことから、運営の透明性が向上します。

【参考】認定NPO法人へのステップアップ



第1章 千葉市の条例指定制度

1 条例個別指定（条例指定）制度とは

条例指定制度とは、各自治体が独自に定める基準等を満たしたNPO法人を条例により指定することができる制度で、指定を受けた法人に対して個人が寄附をすると、その自治体の個人住民税の寄附金控除の対象となります。

2 千葉市の指定制度の特徴

千葉市における条例指定制度の特徴は、次のとおりです。

(1) 対象は市内で活躍するNPO法人

市民税の控除につながる制度であることから、市内に主たる事務所を置き、市内での特定非営利活動の実績がある法人を対象としています。

(2) 分かりやすく公平な公益基準

広く市民からの支援を受けているかどうかについて、市民等の寄附者数または市民等からの寄附の割合で判断することにより、制度の透明性・公平性及び審査の客観性を確保しています。

(3) 認定NPO法人への円滑な移行が可能な組織運営基準

条例指定は認定NPO法人へのステップと考え、条例指定を受けた法人が円滑に認定NPO法人に移行できるよう、地域基準・公益基準以外の基準を、認定基準に準じたものとしています。

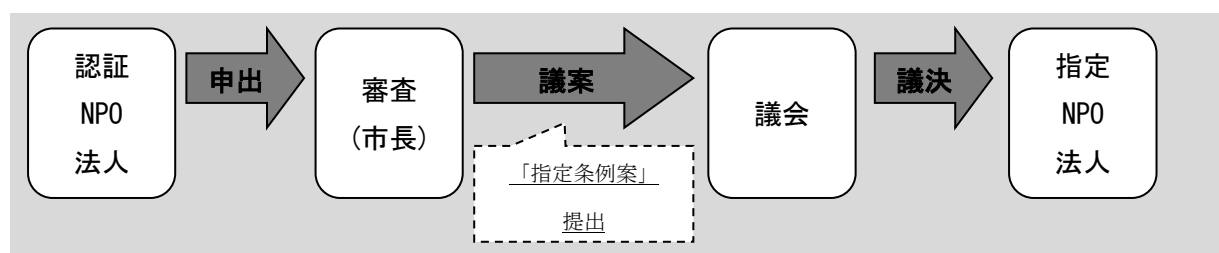
(4) 情報公開の徹底

指定を受けた法人にはインターネットによる情報公開を義務付けるほか、指定の申し出があった際には市が公告・縦覧を行うなど、情報公開を徹底しています。

3 指定の申出から指定までの流れ（概要）

指定の申出を受け、市が指定基準に適合しているかどうか審査し、基準に適合しているものについて指定条例案を提出、議会の議決を経て指定となります。

【参考】指定までの流れイメージ



第2章 指定NPO法人となるための基準

1 基本的な考え方と基準の概要

千葉市では、NPO法人の市内での活動などを確認する「地域基準」、活動の公益性を確認する「公益基準」、運営面での健全性などを確認する「組織運営基準」という3つの視点で指定の手続きを行うための基準を設定しています。

具体的には、NPO法人の認定基準を参考に、地域基準を加え、公益基準（寄附金要件）を緩和する一方、組織運営基準は、認定NPO法人の基準に準じたものとなっています。

指定のために必要な手続きを行う基準（指定基準）等の概要

	基準の概要
地域基準	実績判定期間（直近2（更新時は5）年度）において（1）及び（2）に適合している （1）市内に主たる事務所が所在すること （2）市内において特定非営利活動の実績を有していること
公益基準	実績判定期間において（1）～（3）のいずれかの基準を満たしている （1）経常収入額における市民等(※)の寄附金の占める割合が10%以上である （2）年間3,000円以上の市民等(※)の寄附者が年平均50人以上である （ただし、実績判定期間において異なる100人からの寄附を要する） （3）年間1,000円以上の市民等(※)の寄附者が年平均100人以上である ※市民等：千葉県内に住所を有する者及び千葉県内に事務所を有する法人
組織運営基準	実績判定期間において（1）～（7）のすべてに適合している （1）事業活動において、共益的活動の占める割合が50%未満である （2）運営組織及び経理が適切である （3）事業活動の内容が適正である （4）情報公開を適切に行っている （5）所轄庁に対して事業報告書などを提出している （6）法令等違反、不正の行為、公益に反する事実等がない （7）設立の日から1年を超える期間が経過している
欠格事由	欠格事由に該当していないこと ・認定または指定の取消関係 ・税滞納処分関係 ・暴力団関係 など

1 条例規定制度とは

NPO法人への寄附を促進し、NPO法人の財政基盤の強化と活動の一層の充実を図ることを目的とした制度です。

一定要件の審査を受けた NPO 法人が、市川市の市税条例に指定されると、当該 NPO 法人へ寄附をした市民の方は、個人住民税の税額控除を受けられます。また、当該 NPO 法人は、認定NPO法人になるための要件の一つである公益要件（パブリックサポート）が免除されます。

2 NPO 法人における条例規定制度のメリット

1) 寄附者に対する税制上の措置

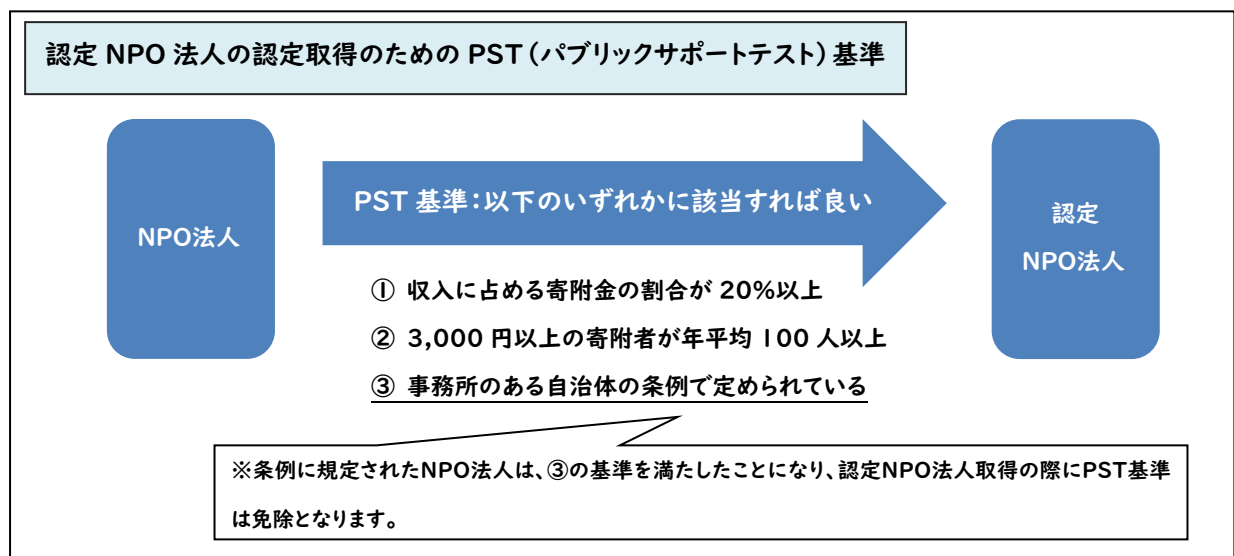
市税条例に指定されたNPO法人（以下、「指定 NPO 法人」という。）に寄附をした市民の方は、当該寄附金から2千円を控除した 金額の6%が市民税の税額控除の対象となります。

このことから、指定 NPO 法人としては、自分の団体に寄附をしていただく際のメリットを市民に対しアピールすることができ、寄附の促進につなげることができます。

2) 認定NPO法人になるための公益要件のクリア

寄附金控除をはじめとした多様な税制上の優遇措置を受けることが出来る「認定 NPO 法人」になるには、一定の基準を満たす必要があり、その基準の中で最も難しいとされているのが公益要件（PST）基準です。

指定 NPO 法人となった場合には、この公益要件（PTS）基準を満たしたものとされ、免除されます。



(参考) 認定NPOと条例規定を受けたNPO法人の税制上の優遇について

対象となる寄附	税目	優 遇 措 置 の 内 容	該当の可否	
			認定	条例規定
個人からの寄附	所得税	寄附金控除の対象となる (所得控除と税額控除のどちらかを選択) ○所得控除: 寄附金(所得金額の40%相当額が限度)から2,000円を控除した金額を総所得金額から控除 ○税額控除: 寄附金(所得金額の40%相当額が限度)から2,000円を控除した金額の40%(所得税額の25%相当額が限度)を所得税額から控除	○	×
	住民税 (県民税)	寄附金控除の対象となる ○税額控除: 寄附金(総所得金額等の30%相当額が限度)から2,000円を控除した金額の4%(県民税)を税額から控除	○ (※)	×
	住民税 (市民税)	寄附金控除の対象となる ○税額控除: 寄附金(総所得金額等の30%相当額が限度)から2,000円を控除した金額の6%(市区町村税)を税額から控除	○ (※)	○
法人からの寄附	法人税	損金参入が可能となる 一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入可能	○	×
NPO法人自身への優遇措置		みなし寄附金として、損金参入が可能となる 収益事業から得た利益を特定非営利活動に係る事業に支出した場合に、これを寄附金とみなして、一定の範囲内で損金算入可能 ○損金算入限度額: 所得金額の50%又は200万円のいずれが多い額までの範囲(法改正前に国税庁の認定を受けた法人は、所得金額20%相当額までの範囲)	○	×
相続財産の寄附	相続税	相続税が軽減となる 寄附をした相続財産の価額について、相続税の課税対象から除外	○	×

注) ○…税制上の優遇措置の適用あり ×…適用なし ○(※)…千葉県内のみ対象

3 市川市における条例規定の基準

条例に規定されるには、①から⑥全ての基準を満たす必要があります。

基準① 特定非営利活動促進法の規定を遵守していること

基準② 暴力団又は暴力団密接関係者でないこと

基準③ 主たる事務所の所在地が市川市内にあること

市内に主たる事務所がない場合は、市川市内でサービスを提供していても、対象とはなりません。

基準④ 市川市内において活動を行っていること

活動対象を市川市内に限定するものではありませんが、少なくとも市内において活動実績があることが必要です。

基準⑤ 申出を行う日の属する年度の直近の2事業年度において、3,000 円以上の寄附金を支出する者が平均 30 人以上いること

基準⑥ 市税を滞納していないこと

該当する市税は 法人市民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税 となります。
また、特別徴収義務者として登録がある場合は、こちらも該当します。

〈基準⑤算定の対象となる寄附の考え方について〉

算定の対象となる寄附は、下記の3点を満たしているものに限ります。

1. 対価性がない
2. 任意性がある
3. 寄附者等の氏名と住所が明らかなもの

なお、役員、役員と生計を一にする者は算定の対象とはなりません。

また、生計を一にする者は合算し、1人とみなします。

(算定の対象となる寄附例)

・寄附金、賛助会費※、現物寄附(現物寄附を換金し、3,000 円以上になった場合)、協賛金(対価がなく、寄附として領収書を発行している場合)

※ 賛助会費の対価について

賛助会員への金銭面での割引等の便益がある場合は、割引金額の多寡に関わらずそれが会費に対しての対価と判断されます。(例 研修会、イベントの参加費の割引、会員価格になる場合)

賛助会員のイベント割引をうたっているが、実際にはイベントが開催されていない場合も、割引に期待して会員になることも考えられることから、イベントが実施されなかったとしても、対価があるとみなされます。

なお、無償で定期的に配布される会報などは対価にあたりません。